

事業者の方は、次の①から⑨のような場合には、税務署への届出が必要です。

- ① 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき
- ② 特定期間における課税売上高が1,000万円を超えることになったとき
- ③ 簡易課税制度を選択するとき
- ④ 課税事業者となることを選択するとき
- ⑤ 課税期間の短縮を選択するとき、又は既に短縮を選択している課税期間を変更するとき
- ⑥ 任意に中間申告書を提出するとき
- ⑦ 新設法人に該当するとき
- ⑧ ①及び②に該当しなくなったとき
- ⑨ ③から⑥を取りやめるとき など

届出書の用紙は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）からダウンロードできます。

なお、税務署にも用意しています。